

令和3年度 徳島県市町村総合事務組合

会計年度任用職員募集案内

令和3年2月1日

徳島県市町村総合事務組合

〒770-0847

徳島市幸町3丁目55番地 自治会館4階

電話 088-621-3400

- ・ 採用予定人数 1名
- ・ 申込受付期間 令和3年2月3日（水）～2月16日（火）

- (1) 郵便による申込みは、2月16日までの消印のあるもの限り受け付けます。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

1 応募資格

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

2 身分及び業務内容

令和3年4月1日、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、一般的な事務に従事していただきます。

(業務内容)

- ・ パソコンを用いた資料作成、データ入力等
- ・ 来客対応、電話対応等

3 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

- ※ 任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。
- ※ 期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。ただし、2回（連続する3会計年度）に限ります。

4 勤務条件等

勤務場所	徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構（新蔵町の県合同庁舎内）
勤務時間	8時30分から17時15分までの7時間45分（休憩時間60分） ※原則として超過勤務はありません。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
給料	月額153,160円（地域手当を含む）
その他手当	期末手当、通勤手当、退職手当等 ※いずれも一定条件を満たした場合
社会保険	<ul style="list-style-type: none">・健康保険、厚生年金保険（一定条件下で1年を超えて勤務した場合、市町村職員共済組合に加入し、健康保険及び厚生年金保険は適用除外となります。）・雇用保険（一定条件下で6月を超えて勤務した場合、市町村職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。）・災害補償（勤務期間に応じて、市町村の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例または地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）
その他	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

書類選考通過者には2月22日（月）に本人に電話連絡します。（必ず電話連絡がつくようお願いします。）その際に面接の日時をお知らせします。

書類選考に通過しなかった方には2月22日（月）に応募申込書を返送します。

6 応募手続

（1）申込書類

会計年度任用職員応募申込書 1部

※ 申込書は、当組合総務課で配布します。当組合ホームページからも印刷することができます。郵便で請求する場合は、封筒の表に「**応募申込書請求**」と**朱書**の上、あて先を記入し84円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封してください。

（2）提出方法

ア 持参による申し込みの場合は、申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までに当組合に提出してください。

イ 郵便による申し込みの場合は、封筒の表に「**試験申込**」と**朱書**し、「**書留郵便**」により当組合まで送付してください。

（3）申込先・連絡先

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館4階

徳島県市町村総合事務組合 総務課

電話：088-621-3400 FAX：088-652-6538